

事業主の皆様へ

高校生の

応募前職場見学にご協力ください！

応募前職場見学とは

新規高卒就職希望者が、応募する事業所を決定する際に、より良い選択ができるよう、応募する可能性のある事業所を見学することにより、その事業所に対する理解を深め、また、事前の理解不足による早期離職の防止に役立てるものです。

職場見学の受入れ申込み

- ☆安定所に求人申込書を提出する際に、職場見学の実施予定を求人申込書に記載するとともに、見学が特定予定日に実施される場合には「応募前職場見学実施予定表」に記入し、高卒用求人申込書とともにご提出ください。
- ☆求人申込書提出日以降にも、見学の受入れが可能となった場合はお申し出ください。

職場見学の申込み（学校から）

- ☆職場見学を希望する学校から事前に連絡の上、「職場見学依頼書」（p 62 参照）を F A X 又は電子メールにてお送りいたします。

職場見学の実施時期

- ☆求人申込書を安定所に提出した日以降実施していただけます。
- ☆高校生の応募先決定のスケジュールの関係から、なるべく 8 月中旬頃までに実施日を設定していただきますようお願いいたします。
- ☆学校から随時問い合わせがありますので、あらかじめ、実施日を特定いただくことをお勧めいたします。

職場見学時の注意事項

- あくまでも「見学」ですので、
- ☆学校及び生徒に対し、「職場見学依頼書」以外のいかなる書類の提出も求めないでください。また、見学に参加する生徒の氏名等も確認しないで下さい。
- ☆引率教諭及び生徒に対し、生徒本人の状況等を質問する等、採用選考に類似するような行為はご遠慮下さい。

採用面接時の注意事項

採用面接は、本人の能力・適性に基づき行うものですので、その趣旨をご理解の上、以下の事項にご注意ください。

- ☆見学に参加した生徒とそれ以外の生徒に差異をつけないでください。
- ☆面接時に、「見学への参加の有無」など、適性・能力に関係ない事項の質問はご遠慮下さい。

応募前職場見学実施要領

奈良労働局職業安定部

目的

就職希望の生徒が事前に職業や職場への理解を深め、適切な職業選択や事前の理解不足による就職後の早期離職の防止に資することを目的とする。

1 応募前職場見学実施の働きかけ

公共職業安定所（以下「安定所」という。）は、生徒が応募する前の職場見学の受け入れについて、求人者に対し「学卒求人説明会」等において説明し、積極的な実施について働きかけること。

2 応募前職場見学の実施時期

応募前職場見学は、安定所に求人申込書を提出した後に実施すること。

安定所及び学校は、夏休み期間等学校行事への影響等の少ない日時・期間を活用して実施するよう求人者に対して依頼・助言すること。

3 応募前職場見学参加の申込み

学校は、連絡を受けた求人に基づき、生徒に対して職場見学の希望を確認し、直接求人者あて連絡を取り日程等を調整すること。調整後、見学受入れ事業所へ別紙の「職場見学依頼書」を送付すること。

なお、見学の申込みは、原則実施日の3日前までに行うこと。

4 応募前職場見学の実施に当たっての留意点

安定所は、応募前職場見学が、求人者の採用選考の場とならないよう次の事項について求人者及び学校に対して周知・徹底を図るものとする。

（イ）求人者は、学校・生徒に対して、「職場見学依頼書」以外の書類の提出を求めないこと。

（ロ）求人者は、求人者と生徒の面談機会において、生徒本人の状況等を聴取する等採用選考の場に類似するような行為とならないよう十分留意すること。

（ハ）実施に当たっては、教員が引率する等、学校の管理下において実施するものとする。